

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cltmadoguchi/index.html>

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等が提供するサービスの利用状況について
 - ・ 昨年度、会計検査院より、都道府県に造成された本基金による補助を受けて整備された定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等」という。）の一部に、サービスが利用されていない又は著しく利用が低調である事例が見受けられるため、審査・執行の適正を期するものといった指摘があった。
 - ・ そのため、地域医療介護総合確保基金による市町村の助成により定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等を整備する場合には、市町村において、
 - ① 交付申請において、開設後の利用者の確保等の今後の見通しについて事業者の説明を求めることや、
 - ② サービスが利用されていない等の場合には、その要因を把握し、必要に応じて助言を行う等の取り組みを行うこと、
 といった対応を行っていただくようお願いしたい。

（２）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）

① 予算案及び対象事業

- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の令和５年度予算案については、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じるものとして、12億円を計上している。
- また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、引き続き、換気設備設置事業（風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置）を実施する予定である。
- 一方、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等については、耐災害性強化対策として、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策が盛り込まれており、引き続き、本交付金によりこれらの対策の支援を行っていく予定である。
（参考）令和４年度補正予算：56億円
- 都道府県・市区町村におかれては、必要な予算を確保しつつ、本交付金を有

効に活用し、高齢者施設等の防災・減災の強化を着実に進めていただきたい。

(参考) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
(令和2年12月11日閣議決定) (抜粋)

第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・社会福祉施設等の耐災害性強化対策(耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策)(厚生労働省)

第4章 対策の事業規模

第2章において示した重点的に取り組むべき対策について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、今後5年間でおおむね15兆円程度を目途としており、別表のとおりである。また、対策の初年度については、令和2年度第3次補正予算により措置する。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融资のほか、民間事業者等による事業が想定されている。

② スケジュール(予定)

3月中	厚生労働省本省による実施要綱等の関連通知の発出 協議の依頼(事務連絡)
5月頃	厚生労働省本省による都道府県への内示
随時	地方厚生(支)局による都道府県への交付決定
翌年度	地方厚生(支)局による都道府県への交付確定

③ その他留意事項

○ 令和5年度協議について

<当初予算分(一般分)及びR4補正予算分(国土強靱化分)>

- ・令和5年度協議については、予算を上回る協議額となる可能性があることから、補助協議申請にあたっては、引き続き、各都道府県・指定都市・中核市ごとに、事業ごとの優先順位を付して協議していただくようご協力をお願いする。
- ・令和5年度における採択方針については、令和4年度と同様に、都道府県・指定都市・中核市ごとの優先順位のほか、当該高齢者施設等における福祉避難所の指定・協定の有無や、業務継続計画(BCP)・非常災害対策計画等の策定の状況等を踏まえ、総合的に判断した上で採択することを予定している。

<R4補正予算分(国土強靱化分)>

- ・また、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等として、耐震化整備、ブロック塀等の改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援については、市区町村が策定

する国土強靱化地域計画に明記された事業について、優先採択とすることを予定している。また、国土強靱化地域計画を未策定の市区町村に所在する高齢者施設等については、原則、補助対象外とすることも予定しているので、御了知いただきたい。

- ・ なお、令和5年度においては、特に進捗が遅れている耐震化整備事業、水害対策のための施設改修等事業、ブロック塀等の改修事業を優先的に採択することを予定しているため、都道府県・市区町村におかれては、これらの事業の積極的な活用をご検討いただきたい。

○ 高齢者施設等に整備する非常用設備等の整備について

- ・ 高齢者施設等については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要であるため、非常用自家発電設備・給水設備（「非常用設備等」という。以下同じ。）の整備を推進することとしている。
- ・ なお、これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、立地場所のハザードマップ等を勘案の上、重量に見合った設置場所の強度にも留意しつつ、屋上等の被災しにくい場所に設置する等、非常用設備等が非常時に機能を発揮できるようご留意いただきたい。
- ・ 防災基本計画（令和4年6月中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされていることを踏まえ、飲料水や食料等の確保のみならず、給水設備も含め、非常用設備等については、災害による停電・断水時に非常用設備等を問題なく使用できるよう、各都道府県・市区町村におかれては、高齢者施設等に対し、燃料確保手段の確保、定期的な点検や使用訓練等を行っていただくよう周知をお願いする。

※ 独立行政法人福祉医療機構において、自家発電設備等の導入工事に対して、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%（施設本体を含む）

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）（注）

【上記以外の事業】

融資率 95%（注）

貸付利率 基準金利同率（注）

（注）自家発電設備部分及び給水設備部分のみ

○ 社会福祉施設等に整備する非常用設備等の耐震性

- ・ 本交付金を活用して高齢者施設等に整備する非常用設備等については、地震による停電時等に有効に機能するために、地震時に転倒することなどがなないように耐震性を確保する必要があるため、都道府県・市区町村にお

かれては、事業主体に対して、非常用設備等の耐震性を確保する必要があることや、耐震性が確保されていることが確認できる資料を整備しておくよう周知徹底をお願いします。

- 太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備の整備について
 - ・ 本交付金における非常用自家発電設備整備事業について、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備など平時を含めた使用が想定されるものは、原則、補助対象外としているところであるが、太陽光発電の設置に活用できるメニューとしては、下記の補助事業が考えられるので、御了知いただきたい。

【太陽光発電の設置に活用できるメニュー】

○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

- ・ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（定員 29 名以下の小規模施設が対象）

○地域医療介護総合確保基金

- ・ 地域密着型サービス等整備等助成事業（定員 29 名以下の小規模施設が対象）※整備時に合わせて実施
- ・ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業（定員 30 人以上の大規模施設が対象）

（3）特別養護老人ホームにおける特例入所の適切な運用について

特別養護老人ホームへの入所申込者の状況については、今年度、厚生労働省による調査及び老人保健健康増進等事業（老健事業）に基づく調査を実施したところ。自治体の皆様のご協力に感謝申し上げます。

令和4年12月20日に社会保障審議会介護保険部会において取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、特例入所については、地域によってばらつきがあるとの報告もあることや、特別養護老人ホームが在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されている趣旨等を踏まえ、改めて、特例入所の趣旨の明確化を図るなど、地域における実情を踏まえた適切な運用を図ることが適当であるとされたところ。

「特別養護老人ホームの入所申込者の実態把握に関する調査研究」（令和4年度老人保健健康増進等事業）の速報値によると、市町村における特別養護老人ホームの稼働状況は、半数近くの市町村が「基本的に全ての施設で満員」と回答している一方、一部の市町村は「施設や時期によっては空きがある」と回答している。また、10.7%の市町村が、特例入所について「指針が定められておらず、運用されていない」あるいは「指針は定められているが、実質的に運用されていない」と回答している。

これを踏まえて、今年度中に、指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針の作成・公表に関する留意事項通知の改正を行う予定である。通知改正について御

令和4年度介護施設等の整備に関する事業見込量等調査②
(事業別・都道府県別の令和4年度執行予定)

区分	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
1. 地域密着型サービス等整備助成事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち介護施設等の合築等	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
うち空き家を活用した整備	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	-
うち災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち大規模修繕の際の介護ロボット・ICT導入支援	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	○	-	○	○	○
3. 定期借地権設定のための一時金の支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 民有地マッチング事業	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
6. 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	○	○	-	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
7. 介護職員の宿舎施設整備事業	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○

※令和4年12月21日集計時点

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

令和5年度予算案(令和4年度当初予算額):12億円(12億円)

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

※赤字が令和5年度拡充分

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業、介護医療院(令和6年度まで実施)	定額補助	○スプリンクラー設備(1,000㎡未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設	なし
〔※上記施設種別(介護医療院を除く)のうち、定員のうち要介護3~5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設を除く〕			
		○自動火災報知設備 1,080千円/施設(300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設(500㎡未満)	

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等(※)を促進

施設種別(※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ)	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備、水害対策に伴う改修等を促進

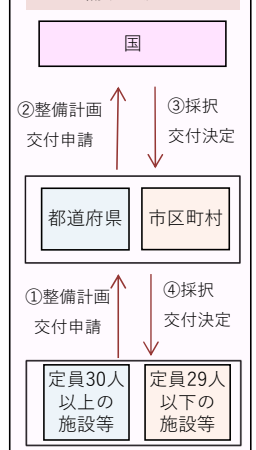
施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
非常用自家発電設備(i) 水害対策に伴う改修等(ii)	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
		ii	なし	総事業費80万円/施設
施設種別	補助率	上限額	下限額	
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費500万円/施設	
給水設備		なし	なし	
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院				
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等				

④ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。 ※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	定額補助	4,000円/㎡	なし

補助の流れ



「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づき、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**耐震化改修**のほか、**非常用自家発電の整備**、**水害対策に伴う改修等**、**倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修**の対策を講じる。

① 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

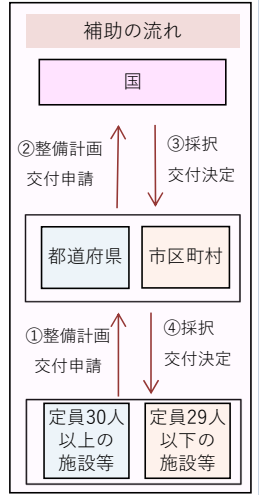
○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、非常用自家発電設備の設置や水害対策に伴う改修等を促進

施設種別(※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ)	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

② 高齢者施設等の非常用自家発電・水害対策強化事業

○ 高齢者施設等が、災害による停電時にも、施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備の設置、水害対策に伴う改修等を促進

非常用自家発電設備(i) 水害対策に伴う改修等(ii)	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
			ii	なし	総事業費80万円/施設



③ 高齢者施設等の安全対策強化事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし

【参考】「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)(抜粋)

第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

・**社会福祉施設等の耐災害性強化対策(耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策)**(厚生労働省)

特別養護老人ホームの重点化

○ 平成27年4月より、原則、特養への新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化。【既入所者は継続して入所可能】

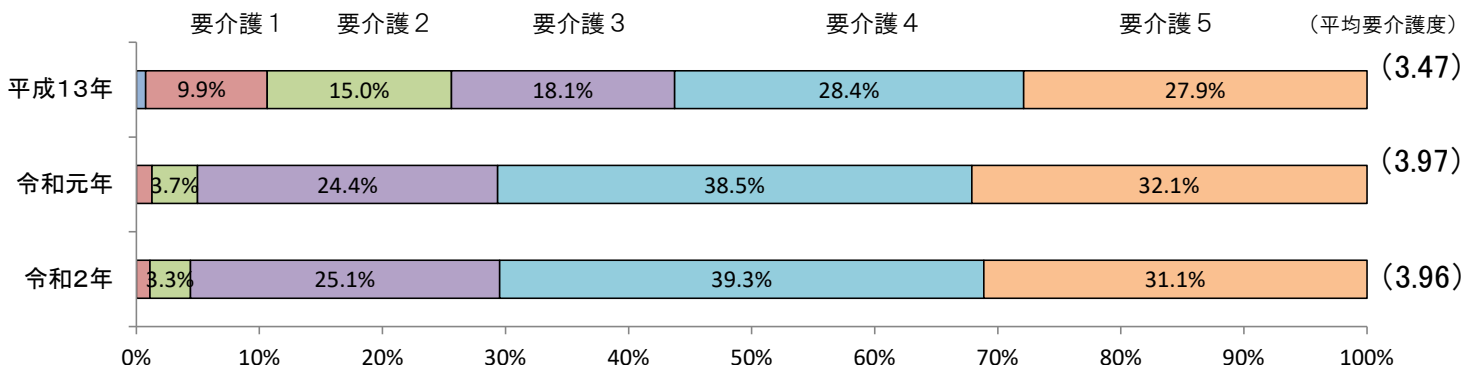
○ 他方で、要介護1・2の方についても、やむを得ない事情により、特養以外での生活が困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、特例的に、入所することが可能。

【要介護1・2の特例的な入所が認められる要件(勘案事項)】

- 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態。
- 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態。
- 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態。
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態。

要介護度別の特養入所者の割合

≪ 施設数：10,799施設 サービス受給者数：63.6万人(令和3年度) ≫ ※介護給付費等実態統計(12月審査分)



※介護給付費等実態統計(旧:介護給付費実態調査)年次累計